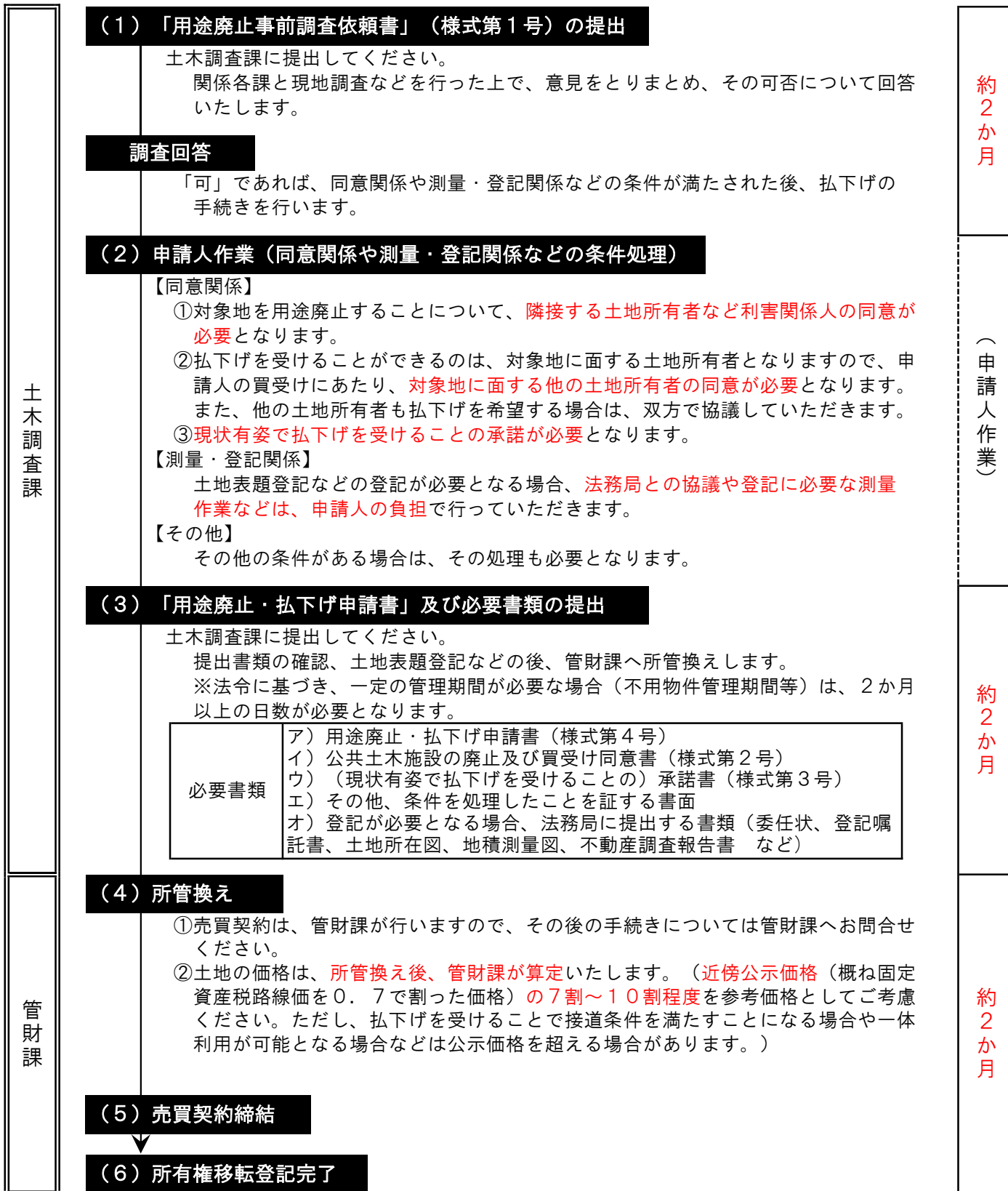


☆原則、道路や水路などで区切られた一定の区間が、払下げの対象区間になります。



- 実測と地積測量図が異なる場合は、地積更正登記が必要となります。
- 払下げする土地について、土地表題登記などの登記や売買契約に基づく所有権移転登記は、市が嘱託登記で行います。
- 法務局と協議の結果、必要な登記手続きができない場合は、払下げもできませんのでご了承ください。

お問い合わせ

- 払下げ全般に関すること
- 売買契約に関すること

土木局土木総括室土木調査課
財務局資産管理部管財課

調査・管理チーム ☎ 0798-35-3685
財産管理チーム ☎ 0798-35-3416